# 科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成24年 4月 23日現在

機関番号:12102

研究種目:基盤研究(C) 研究期間:2009~2011 課題番号:21560627

研究課題名(和文)200年住宅地を目指した街づくりシステムの研究

研究課題名(英文) A Study of Planning system for Long-range Continuous

Residencial Aria

研究代表者

小場瀬 令二 (OBASE REIJI) 筑波大学・システム情報系・教授

研究者番号:80144202

研究成果の概要(和文): 2007 年福田首相は「200 年住宅」を提唱し、長期優良住宅施策が実現した。他方大都市では土地の細分化が進み、十分使える住宅が取り壊されている。そこで土地の細分化を防止する試みが各地で取り組まれた。東武東上線沿線など幾つかの各住宅地を比較検討を行った。建築協定や地区計画を実施することが有効だが、そこにいたる1歩として規制のゆるい憲章的なものであっても、住民の運動によっては一定の効果があることを明らかにした。

研究成果の概要(英文):Prime Minister Fukuda proposed in 2007 "200-year residence". After that, the policy of "200-year residence" was realized and related to the excellent residence. In the other hand, in the metropolis, the residence areas which the subdivision of the land proceeds through and which can be used fully is pulled down, and the residence is rebuilt for the new. And, it faces, and it is grappling in each place even on our country to try to prevent the subdivision of the land. The residential section of Tobu line, the residential section of Tokyu rural city line and the residential section of TX line and the residential section of Narita line of line are compared. The building agreement and detail plan in the residence areas are the most desirable. The effect was cleared that by the inhabitant's movement though the regulation was like a loose agreement of as the one step.

#### 交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2009 年度	1, 900, 000	570,000	2, 470, 000
2010 年度	700, 000	210,000	910, 000
2011 年度	1, 100, 000	330, 000	1, 430, 000
年度			
年度			
総計	3, 700, 000	1, 110, 000	4, 810, 000

研究分野:数物系

科研費の分科・細目:建築学、建築計画・都市計画

キーワード:200年住宅地、街づくり計画

### 1. 研究開始当初の背景

福田康夫は首相に着任する直前の2007年6 月に「200年住宅」の構想をぶち上げた。福

田は、環境問題が厳しくなる現在、日本の住宅が 30 年ごとに建て替えることは許されざる状況になっているとして住宅を 200 年持たせるようにすべきだと主張した訳である。し

かし、この主張自体は、あたかも日本の住宅 の耐久性がないために 30 年に1回建替えら れている様な誤解に基づいている。日本の高 温多湿の気候風土や、木造住宅が多いという ことも、日本の住宅の建替え速度が速いこと と無関係ではないが、最も関係しているもの と思われるのが、わが国における住宅地(敷 地)の安定性の欠如である。つまり、相続の たびに、宅地が再分割され、まだ十分に利用 可能な住宅の建て替えが行われていること が日常茶飯事であることと無関係ではなか ろう。実際堤洋樹氏は「戸建住宅の寿命と建 替え要因に関する研究」(早稲田大学建築学 科大学院修士論文、2003年3月)の研究 の中で日本の戸建住宅の建て替えが頻繁に 起こる原因としては

- ①戦後の著しい生活レベルの短期間での向 上
- ②住宅の経年変化よりも、居住者の経年変化 が建替えを選択する。(生活様式の変化や家 族構成の変化に合わせて住宅を建替える)
- ③敷地面積が広いと建替えではなく改築を 選択する傾向が高い。

などをあげている。この中ではミニ開発を直接建替えの原因としていないが、都会での敷地面積の狭さが(ミニ開発化)が建替えの大きな要因であることは推測される。そこで、戸建住宅地においてどのようにしてミニ開発化を予防し、その住宅地を長期的に安定的に存続させるかを研究しようと考えた。

### 2. 研究の目的

比較的良好な住宅地であってもミニ開発 化を放置しておくと、住環境の悪化を招く。 たとえば、上薗栄衣美氏による「東京におけ る高級住宅地の形成と変容ー田園調布、成城、 常盤台を事例に一」の研究によれば(御茶ノ 水地理、48 号、p98-109)、1985 年から 2005 年の 20 年間で田園調布は 14.2%、成城は 23.4%、常盤台は 13.5%の土地が細分化され たとしている。この傾向がそのまま継続すれ ば、成城では80年程度、田園調布や常盤台 では、120 年程度で、すべての宅地が細分化 されてしまうことになる。田園調布と成城に ついては近年、地区計画を導入し、最小限宅 地規模規制を導入しているが、常盤台におい ては地区計画導入には至らず、東京都の「東 京都のしゃれた街並みづくり推進条例」の導 入をはかり、街並み景観重点地区に指定され ている。この条例は地区計画のように法的強 制力はない。そこでこの条例がどの程度の効 果を持ちうるのかを明らかにしようと考え た。なぜならば、200年住宅地には地区計画 なり建築協定を導入することにより、ミニ開 発化を防止することが好ましいが、残念なが ら日本の都市の既成住宅地において地区計

画等を導入することは極めて難しい。その原因は住民自身の意見の相違である。そこで、 条例による誘導は、法的な規制力は持たないが、地区計画への導入口として意味を持ちうるのではないかというのが、本研究の眼目点である。

#### 3. 研究の方法

#### (1)研究対象地

そこで、研究対象地は東京の板橋区にある 常盤台住宅地とした。このほかにも、千葉県 我孫子市の平和台住宅地、東京の二子玉川周 辺の住宅地、水戸郊外の住宅地を比較するた めに研究を行ったが、本報告ではもっぱら常 盤台住宅地について報告する。

研究対象地の常盤台住宅地は、東京都板橋区に位置し、東京副都心の一つの池袋駅から東武東上線に乗って約10分の位置にある。面積は約39haである。人口は2010年において6450人、世帯数は3405世帯である。2000年から2010年までは緩やかに人口と世帯数が上昇傾向にあり、板橋区全体の世帯数及び人口動向とほぼ同様な傾向がみられる。地価動向については2010年の常盤台住宅地内、公示地価は50.3万円/㎡であり、周辺住宅地より約1割単価が高い。

#### (2)住宅地の開発経緯

戦前東京の郊外分譲住宅地は大正期から昭和期にかけて多く行われた。常盤台住宅地は関東地域の私鉄の中で最も古い歴史を持つ1897年創立の東武鉄道株式会社によって開発が行われた。その開発の初期段階には内務省の出先機関である都市計画京地方委組織が深く関わるという行政組織が深く関わると問宅地にある。民間宅地である。民間宅地である。常盤台の開発は1927年東武鉄道が上板橋村字向屋敷一帯の土地を買収したことから始まる。計画はグリーンベルト道路が住宅地内を周遊しているという大変ユニークなものである。

# (3)しゃれ街条例導入までの経緯

# ①マンション騒動

常盤台住宅地においてはこれまで2度のマンション騒動があった。一度目は2004年に駅前ロータリーに建設した11階建のRマンションである。このマンション騒動をきっかけに、区役所側から地区計画導入の話があったが、常盤台住宅地の住民の中で地区計画への強い反対があり、この時は地区計画導入に失敗している。

二度目のマンション騒動は 2007 年、駅前 に高さ 35m地上 11 階建ての B 高層マンショ ンが開発された。この開発を阻止しようと、 2007年常盤台景観ガイドラインが東京都知事によって承認され、同日告示されたが、その直前に当該マンションの開発計画は承認されたため、建設阻止には至らなかった。このこともあり、「街づくり条例」を導入することが必要という住民側からの東京都への要求に従い、「しゃれ街条例」が当該地に導入されることになった。

このしゃれ街条例では、宅地の最小限規模を規定しているだけではなく、建築確認提出まえに住民協議会による事前協議制を敷いている。そこでの話し合いの中で、実質的な最小限宅地規模規制などを誘導している。

#### (4)事前協議の実態的流れ

事前協議が行われるきっかけはほとんど が事業者側から常盤台しゃれ街協議会への 連絡をもらったことによるものである。これ は建築確認を行う以前に板橋区区役所の窓 口により常盤台しゃれ街協議会と事前協議 を行うよう指導を行っているからである。事 前協議の時期は工事が着工する30日前まで である。常盤台における事前協議は基本的に 常盤台しゃれ街協議会と事業者の間で行わ れる。これは常盤台しゃれ街協議会自体が町 会ではなく、有志の住民が主体である。協議 会と業者側で事前協議を行い、協議が成立す ると同意書が発行される。現在のところ、こ の協議をしないまま建築確認を受けたこと を盾に工事に着工する事例はない。また協議 が成立せず同意書の発行のないまま着工す る例は8例程度あった。

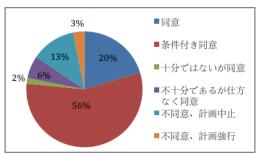
### 4. 研究成果

# (1)事前協議の内容分析

1回の協議ですべてが適合と判断したのはわ ずかに13件しかない。1回でパスする場合は 常盤台しゃれ街協議会による提案を事業者 側が受け入れ、その変更後の図面を協議会側 が確認したのち同意書を発行したものであ る。この場合は36件確認でき、最も多いケ ースである。また植栽を増やす提案が最も多 いことが分かった。その中でも、道路から見 えるよう道路側での植栽、もしくは高木の植 栽依頼が多いことが分かった。既存住宅の解 体に関しては既存植栽を残す誘導を行って いる。やや変更が不十分なものが1件確認で きたが、敷地は十分の広さがあるが、接道間 口が狭く道路側の植栽を行うことが困難で あったため、また敷地内の植栽は十分である ため合意と達したものである。不同意は4件 確認でき、植栽に関しては1件確認できた。 その経緯は3度の協議にわたり一定の歩み寄 りは見られたが、常盤台しゃれ街協議会側と しては不十分であるがそれ以上の進展は望 めず、合意に達したものである。敷地の分割 については3件確認でき、いずれも第一種低層住居専用地域以外の地域である。不同意の結果となったケースは事前協議により不を合であると判断し、実際も同意書の発行をしていないものである。これについては8件確認でき、その内敷地分割による開発が6件、高さに抵触するものが2件あり(同一敷地)、事前協議により合意に達せず、協議が決裂に終わっている。実際には計画が場とといるものである。このほかに事前協議と判断したにもかかわらず、実際に計画が実施されたものである。今回の調査では高さと植栽について1件ずつ確認できた。

### (2)事前協議の実効性

常盤台で行われる事前協議においては高さの規制や敷地分割など住環境・景観に与える悪影響の大きい項目においては抑止できないケースが存在している。また事前協議後に実際に行われる建築行為の監督作業や、完成後の状態把握ができていないケースも存在しているので、課題が残っている。敷地の細分化については123㎡以下になる場合は85%以上阻止できている。またときわ台景観ガイドラインの地区毎の基準適用区域の規制値を全域に拡張して誘導を行ってい



るにもかかわらず、高い効力を発揮している。

以上により常盤台しゃれ街協議会による事前協議の場では敷地分割、高さ、緑化のすべてにおいて一定の実効力を有しており、事業者に対してもある程度の誘導力を発揮している。課題は残るものの住環境・景観保全活動は機能していると言える。

以上まとめるならば以下の2つになる ①常盤台住宅地の住環境・景観保全活動の評 価

常盤台住宅地において常盤台しゃれ街協議会はしゃれ街景観ガイドラインに基づく建築行為などに対する事前協議を行い、運用できていると言える。事前審査時に行われる図面に基づくやりとりを分析によって、協議の流れや、しゃれ街協議会による提案の強度を明らかにした。その結果常盤台しゃれ街協

議会側の提案を事業者側は十分に受け入れない場合においても合意に達しているケースがある。しかし、これまで行った誘導に対し、すべての計画案において空間的な変更が行われ、業績を上げていると言える。事前協議において、敷地の細分化や高さ制限など、住環境及び景観に対し重度の悪影響を与える項目に対して、抑止力の法的保障がされていないにもかかわらず、高い確率で抑止力を発揮していることは高く評価できる。

②持続可能から見た住環境・景観維持手法の 課題

ア)常盤台住宅地で行われている事前協議において高さ制限では1件抑止できず、計画が実行された。敷地分割については今後相続によって敷地を切り売りしないと住めなるケースが出た時には、分割後の敷地面積が123㎡以下になっても、常盤台しゃれ街協議会は容認せざるを得ないことがヒアリ潜前は、常盤台しゃれ街協議会の人員だけでも、常盤台しゃれ街協議会の人員だけ意は見りしきれないことで、実際協議に合きとあるので、改善する余地は残っている。

イ) 現在常盤台住宅地で行われる事前協議 のきっかけのほとんどは、建築確認を行う前 に区役所の窓口により常盤台しゃれ街協議 会と事前協議を行うよう指導をもらい、事業 者側からの連絡をもらったことによるもの である。しかし、現在では地方自治体の建築 主事だけではなく指定確認検査機関に属す る建築基準適合判定資格者、つまり民間審査 機関も建築確認を行う権限がある。ガイドラ インが承認された時、東京都によって各審査 機関に対して通知を行ったが、徹底の程度は 不明である。民間審査機関で確認手続きを行 う場合、事前協議の俎上に乗らないで建築さ れる可能性があるということになる。常盤台 しゃれ街協議会が発足して以来、事前協議を 通り抜けて開発行為が実行された具体的件 数はヒアリング調査では把握できなかった が、駐車場の造成が1件存在するほか、潜在 的に発生する可能性がある。

ウ) 常盤台しゃれ街協議会ができたきっかけはマンションの開発であるが、時間が経つことでそれに対する危機感が希薄になることも考えられる。それによってしゃれ街協議会そのものが存続できなくなることもあり得る。その意味では行政的な協議会組織に対するバックアップが必要と思われる。

### (3)住環境・景観保全の在り方

今後の常盤台住宅地において、良好な住環境・景観を維持していくには次の条件が必要であると考える。①何かしらの法的拘束力が必要である。それにより住環境・景観保全活

動は最低限の担保を受けることになり、事前 協議そのものが円滑に進めやすくなるとも 考えられる。②民間審査機関への周知と説明 協力。事前協議の存在を民間審査機関でも説 明を行ってもらうことで、協議せずに建築、 開発行為の発生を抑止できる。③町会の協力 は不可欠である。資金面と人員面において有 志の住民のみによる管理には限界があり、事 前協議後、実際の現場での監督や、見回りを 行うことも必要である。 ④行政のサポートが 必要不可欠である。今現在は区からアドバイ ザーが派遣されているが、その制度は期限付 きである。中長期にわたりサポートできるシ ステムが必要不可欠である。⑤周囲住民への 周知。現在の住環境・景観問題及び常盤台し やれ街協議会の活動内容を周囲の住民に理 解されることで持続性のある活動を行うこ とができる。

この事前協議制は、地区計画に至るステップと考えられよう。つまり実態的規範が法的規範に移行するためには、行政的なバックアップと住民自身による不断の努力が必要であると思われる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

①沼田 麻美子, 小場瀬 令二/再開発が周辺 地区の地価に与える影響について/日本建 築学会計画系論文集 第 76 巻 第 665 号, 1267-1274, 2011 年 7 月 (査読有)

②<u>小場瀬令二</u>/郊外都市の理論、JA 総研レポート、特別号 NO5, 2010. 2、p5-11 (招待論文査読無)

③<u>小場瀬令二</u>/超郊外住宅地、バブルの再来 を待ち望んで、日本不動産学会誌、第23号1 号、2009.7、p52—57(招待論文、査読無)

### 〔学会発表〕(計1件)

①北野 竜太、小場瀬令二/地方都市郊外スプロール市街地における低未利用地化に関する研究/日本建築学会大会,2011.08.23,早稲田大学(東京都)

### [図書] (計1件)

<u>小場瀬令二</u>/200 年住宅地と Shared Space を求めて/研究の取りまとめ報告書、総ページ p115、発行年 2012 年 3 月、出版社(非売品)

### 6. 研究組織

# (1)研究代表者

小場瀬 令二 (OBASE REIJI) 筑波大学・システム情報系・教授 研究者番号:80144202

# (2)研究分担者

藤井 さやか (FUJII SAYAKA) 筑波大学・システム情報系・講師 研究者番号:70422194

小山 雄資 (KOYAMA YUSUKE) 鹿児島大学・大学院理工学研究科・助教 研究者番号 80529826

# (3)連携研究者

( )

研究者番号: